



厚生労働省岩手労働局発表  
令和3年4月14日(水)

【照会先】  
岩手労働局労働基準部賃金室  
室長 松田 有司  
室長補佐 佐々木 善一  
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

**岩手県電気機械器具製造業最低工賃が改正されます**  
～ 令和3年6月1日から新しい最低工賃が適用されます ～

岩手労働局（局長 いなはら としひろ 稲原 俊浩）は、岩手県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、令和3年4月14日付けで官報公示を行い、これにより、令和3年6月1日（火）から岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者に新しい最低工賃が適用されます。

最低工賃とは、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

改正の内容は、現行の電気機械器具製造業最低工賃、6品目、9工程、9規格について、廃止、新規設定を含め、品目、工程、規格の変更等の見直しを行い、3品目、8工程、10規格に再編しました。

さらに、全国的なバランス、委託者の支払能力等を勘案して、それぞれの品目・行程・規格における金額を決定いたしました。（別紙のとおり）

なお、岩手県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定は平成28年5月18日以来の改正となります。

## 岩手県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者  
岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者  
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額  
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
電子部品(印刷回路基板に用いるものに限る。)	リード線の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 53銭
	リード線の切り	2本のリード線について行うもの	1個につき 58銭
	コイルの巻線(巻線機を使用するものに限る。)	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	1個につき 2円52銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子2本にそれぞれ2回以上からげるもの	1個につき 1円84銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	1個につき 8銭
ワイヤーハーネス	コネクター端子差し(電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	自動車用で、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 37銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが2メートル以下のもの	1端子につき 31銭
	チューブ通し(電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。)	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 58銭
		自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ1本につき 49銭
トランス	手作業によるコア詰め(E・Iコアを詰め込むものに限る。)	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	1個につき 12円24銭

4 効力発生の日 令和3年6月1日

## 家内労働・最低工賃について

### 1 家内労働制度の概要

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法等に基づく施策を行っています。

家内労働者とは、通常、自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から、部品や原材料の提供を受けて、一人または同居の親族とともに、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取る人をいいます。

### 2 最低工賃制度の概要

最低工賃とは、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見に基づき、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

なお、最低工賃は、地域別、業務別に定められています。

### 3 岩手県の最低工賃

岩手県においては、次の2業種の最低工賃が設定されています。

#### (1) 婦人・男子既製洋服製造業

##### ア 最低工賃業務内容

- 婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ブラウス、ジャケット、コート、スカート、スラックスのまとめの業務
- 男子既製洋服製造業に係る背広上衣、ジャケット、コート、スラックスのまとめの業務

##### イ 最新効力発生年月日

平成29年5月21日

##### ウ 家内労働者数515人（令和2年10月1日現在）

#### (2) 電気機械器具製造業

##### ア 最低工賃業務内容

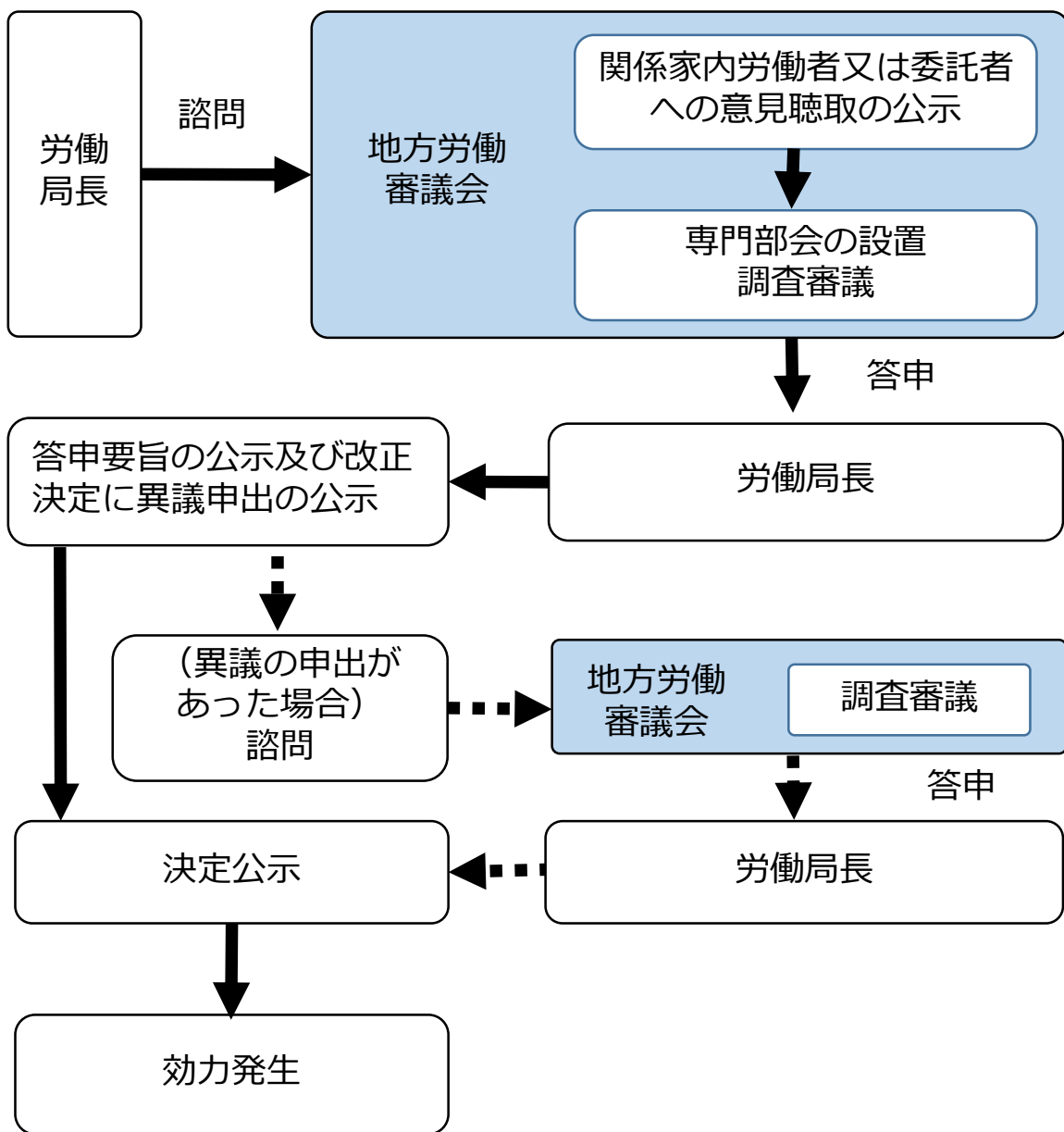
電子部品（印刷回路基板に用いるものに限る。）、ワイヤーハーネス、トランスの3品目の業務

##### イ 最新効力発生年月日

平成28年5月18日【令和3年6月1日改正発効】

##### ウ 家内労働者数270人（令和2年10月1日現在）

## 最低工賃決定のしくみ



注) 効力の発生日は、

- ①官報公示の日から起算して30日を経過した日（法定発効）、
- ②官報公示の日から起算して30日を経過した日より後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日（指定発効）と規定されており、今回の最低工賃の発効は、②の指定発効と決定されています。